

京都府流域下水道事業経営戦略（中間案）について

京 都 府

1 趣旨

流域下水道事業が将来にわたって安定的に継続することが可能となるよう、平成31年度から公営企業会計を導入したところである。

さらに今後の急速な人口減少が見込まれる中で、保有する施設の老朽化に伴う更新需要の増大や、一方で、南部地域での急激な開発に伴う新規投資の必要性を踏まえ、将来にわたって安定的に流域下水道事業を提供するため、令和2年度に投資・財政計画を含む経営戦略を策定する。

2 経営戦略計画期間

令和3年～令和12年（10年間）

3 中間案の概要

○ 投資関係

・下水道の新規施設整備、老朽化施設の改築更新等の事業実施方針と投資額及び持続的事業経営のための取り組み方針を示す。

【雨水対策】

・京都・乙訓地域の集中豪雨による浸水被害を軽減するため、雨水対策（いろは呑龍トンネル）を推進する。

桂川右岸流域下水道

ポンプ場設備・調整池・公共下水道接続施設（残り約38億円）

【施設増設】

・新名神高速道路や関西文化学術研究都市関連の開発に伴う汚水量増加に対応するため、汚水処理施設の増設を推進する。

木津川流域下水道

水処理施設 E 1 系（残り約50億円）

水処理施設 E 2 系（約70億円）

関連施設（急速ろ過・消化タンク・機械濃縮機等で約50億円）

木津川上流流域下水道

水処理施設 7 系（機械電気設備）（約10億円）

・災害時のリダンダンシー確保のため、圧送管の二条化を推進する。

宮津湾流域下水道

宮津幹線の管渠二条化（約5億円）

【改築更新等】（耐震・耐水化含む）

- ・老朽化が進行し、施設全体の24%が目標耐用年数を超過している現状を踏まえ、長期的にリスクを悪化させないために、ストックマネジメント計画に基づき、優先度の高い施設から計画的に更新工事を実施する。
- ・耐震化については、各処理場で簡易放流できる1ラインは概ね確保済みであり、今後は、改築更新に合わせた耐震補強を行うなど効率的に耐震化を実施する。
- ・耐水化については、処理場は概ね対策完了しており、今後は中継ポンプ場において、耐水化に必要な対策を講じる。

＜主要箇所のみ記載＞

桂川右岸流域下水道（約255億円／10年）

- 水処理施設：B1・B2系（設備更新、躯体耐震化）
- 汚泥処理施設：汚泥濃縮棟・消化タンク（設備更新・躯体耐震化）

木津川流域下水道（約205億円／10年）

- 水処理施設：B系・D系（設備更新）
- 汚泥処理施設：消化ガス発電・汚泥乾燥・脱水設備（設備更新）
- 中継ポンプ場：山城中継ポンプ場（耐水化）

木津川上流流域下水道（約80億円／10年）

- 水処理施設：1・2系（設備更新）
- 汚泥処理施設：汚泥脱水機・ボイラー設備（設備更新）
- 第1ポンプ棟（設備更新・躯体耐震化）

宮津湾流域下水道（約40億円／10年）

- 水処理施設：沈砂池設備（設備更新）
- 汚泥処理施設：汚泥脱水設備（設備更新）
- 中継ポンプ場：獅子崎・鶴賀・須津・堂谷・四辻中継ポンプ場（設備更新）

【持続的経営に向けた検討】

- ・汚泥処理利用
安定処理・コスト縮減・有効利用を念頭に施設整備について検討する。
- ・広域化・共同化
府内市町も含めた持続可能な事業運営に向け、集約処理、維持管理業務の共同化等を検討する。
- ・雨天時浸入水対策
発生源対策と既存施設の有効活用を推進する。
- ・省エネルギー対策
設備更新時に省エネ設備導入を推進し、維持管理費の削減を図る。
- ・新技術導入
各処理場の課題に対応した新技術の導入を設備更新等の時期に合わせて検討する。

・執行体制・技術力確保（民間活用含む）

人員や技術力の確保に努めるとともに、民間事業者等を活用しながら、安定した事業運営を図る。

これらを踏まえ、今後10年間の投資額として、毎年概ね82億円が必要。

また、維持管理費として、毎年概ね57～60億円が必要となる。

○ 財政関係

<目標>

- ① 公営企業会計による費用原則に従った市町負担金の算定により、的確な経営状況を把握する。
- ② 安定的に運営するために、一定の運転資金を確保する。

<詳細>

- ① 市町負担金は、公営企業会計の原則（期間損益計算）に基づき、建設改良費、企業債償還金に基づく現金ベースから減価償却費に基づく損益ベースへの算定に改め、収益的収入として計上する。

資本費に係るもの^{注1)}は早期に（第1段階）、建設負担金に係るもの^{注2)}は、制度上の課題を解消したうえで中長期的に実施（第2段階）。

- ② 安定した運営のための運転資金として、当面、「次年度の企業債償還金の50%」を基準として確保することを目指す。

※ 市町と十分協議し、理解をいただける形で進めていく。

注1) 建設改良費の財源として府が企業債で借り入れている部分(建設改良費のうち国庫補助金を除く1/2)。償還額の一部を市町が負担している。

注2) 建設改良費の財源として市町負担金としている部分(建設改良費のうち国庫補助金を除く1/2)。

4 事後検証・見直し等

- ・ 毎年度進捗管理（経営審議会での報告）
- ・ 5年毎に見直し